

解

說

○古代・中世

史料編古代・中世では、奈良時代から安土桃山時代にいたる期間の、市域に関する史料をひろく集め、編年体に配列して掲載した。これらによつて、市域の各時代ごとの特色、民衆や武士・社寺等の動向が明らかになるとともに、市域所在の諸荘園の変容が時代を超えて系統的に理解されることになる。また、豊岡と関係の深い雅成親王と山名宗全については、直接市域に関する史料のほか、生誕・元服・死去などの生涯の重要なできごとや和歌・逸話等の史料をも掲載し、その人物像を浮彫りにしている。

以下、各時代ごとの史料について述べることにしよう。

一 奈良・平安時代

この時期における最も基本的な史料は『日本書紀』『統日本紀』『日本後紀』『統日本後紀』『日本文德天皇実録』『日本三代実録』という六つの勅撰歴史書、所謂「六国史」である。これらには神話の時代から仁和三(八八七)年までの歴史が漢文・編年体で記されており、記述も様々な史料を博搜した詳細なものとなつてゐる。

反面、その時代の為政者にとって好都合に記された部分もあり注意も必要である。その編纂は、事実上律令国家の事業として行なわれたため、律令制の衰退とともに途絶した。さて、本書に記事を掲載した「六国史」のうち『統日本紀』は藤原継縄・菅野真道らの編で、延暦十六(七九七)年の完成。文武元(六九七)年

から延暦十（七九一）年までの記事を収める奈良時代の最重要史料である。『続日本後紀』は藤原良房・春澄善繩らの編で貞觀十一（八六九）年の成立。天長十（八三三）年から嘉祥三（八五〇）年までの記事を収めている。『日本三代実録』は藤原時平らの編で、延喜元（九〇一）年の完成。天安二（八五八）年から仁和三（八八七）年にいたる清和・陽成・光孝三代の天皇の時代に関する記事を収めている。「六国史」の最後にあたり、記述も最も詳細である。なお、これらの書物から本書に収載した記事はいずれも簡略な内容であるが、奉幣・神階授与など神社に関するものが目立ち、当時の市域の特色を示すと言えよう。

一方、先述の『続日本紀』とならぶ奈良時代の重要な史料が、正倉院・東大寺に伝わる古文書群である。古文書とは特例の対象に意志を伝達するために作成された書類・文書で、不特定多数の読者を想定した著書や本人の備忘を目的とした日記等とは異なる性格を有している。奈良時代の古文書には徵税や東大寺造営・写経等に関係したものが多いが、本書には通史上巻でも詳しく取上げられている東大寺に買進された但馬国の奴婢たちに関する古文書を収載した。これらの大半は解（下級官司から上級官司への上申文書）・牒（上申文書の一種。僧綱・三綱と役所の連絡にも用いた）といった令に規定された様式で、国印が多数押捺されるなど当時の文書の特色をよく示すものである。なお、「東南院文書」とは本来東大寺の塔頭東南院に所蔵されてきた古文書群であるが、明治五（一八七二）年に皇室に献納されたため、現在は正倉院に保管されている。

さて、平安時代の後半に荘園制が本格的に発展してくると、古文書には土地所有の証拠文書という性格をもつものが増加するようになる。「門葉記」所収の三点の史料も、本来はいざれも大浜荘の譲渡・伝領を示す証拠文書であったが、同書の編纂に際して若干の修正を加えて収載されたものである。この「門葉記」とは天台

宗青蓮院の御修法・所領・雜事に關する記録の集大成で、南北朝期の尊円法親王が編纂した後、江戸時代初期に増補されている。因みに、大浜莊は史料上、但馬内で最も古く出現する莊園である。また「大岡寺文書」は城崎郡日高町の大岡寺に伝わる古文書群で、本書には同寺の敷地の四至（土地の東西南北の四界）等を記した文書を掲載した。

以上のほか、「城崎郡那佐郷（卷）」からの官物貢進を示す平城宮出土木簡及び市内福成寺遺跡出土の奈良・平安時代の木簡各一点も掲載している。

二 鎌倉時代

この時代の史料は、雅成親王や平盛継など市域ゆかりの人々に關係するものと、市域所在の莊園・公領の動き、とくに地頭と莊園領主側との抗争などに關係するものとに二大別される。これらのうち前者については、直接市域に関わる記事は編年順に、また生誕その他市域と関わる以前の重要な事件の記事は最初の編年記事の付載として、また後者の記事は全て編年順で、それぞれ収載している。

一方、収載した史料を分類すると、前者は日記・編年史料・文学作品等が、後者は古文書が、その主たる史料となる。そこで、以下こうした分類に則して、その基本的性格や特色を、さらには個々の文献・文書群の説明を加えることにしたい。

まず日記は、皇族・貴族等の個人や、まれに外記局などの機関が、原則的に自身の備忘・子孫への訓戒等を目的として、その日の政務や儀式を記録したものである。「六国史」編纂が途絶えた十世紀初めから数多く作

成され、摂関時代には藤原道長の「御堂関白記」や藤原実資の「小右記」など、院政期には藤原宗忠の「中右記」や藤原頼長の「台記」などがあつて、各々政治史を知る最重要史料となつてゐる。そして本巻には鎌倉時代を代表する諸日記の記事を収載した。日記の記事は、その性格上、同時代史料として正確なものと考えられるが、大半は儀式に関する煩雑な記述で占められている。付載として収めた「親王元服部類記（玉葉）」の建暦二年十二月十二日条などはその代表であるが、文中に「（雅成親王は）容貌優美、不恥上古歟、衆人感歎、進退神妙々々」といった記主（書き手）の興味深い感懷が記されている点も見逃がせない。一方、荘園の動向にふれた記事も散見するが、いずれもごく簡略なもので現地の状況の詳細を知ることは不可能である。次に収載した主要な日記の記主・特色等についてふれておく。

冒頭の記事である「玉葉」は鎌倉初期の摂政・関白九条兼実の日記で、平氏政権・源平争乱期・鎌倉幕府成立期の政情を知る基本史料である。本書によつて「平家物語」の作為が正される箇所も少なくない。一方、雅成親王の生誕や樋爪・大浜両荘の相論等の記事を収めた「猪隈関白記」は、兼実の甥に当たる近衛家実の日記。家実も摂関を勤めただけに、本書は鎌倉初期の政治を知る重要な史料となつてゐる。また先にもふれた「玉葉」は兼実の孫・九条道家の日記である。一方、雅成親王の元服・婚礼、そして配所からの脱走失敗等の記事を収めた「明月記」は、歌人として有名な藤原定歌の日記。後鳥羽院政期の重要な史料であるが、他の公卿の日記と異なり記主の感懷が詳細に記されユニークな性格をもつ。雅成親王の一時在京を伝える記事を収めた「平戸記」は民部卿平經高の日記で、承久の乱後における京の政情を知る重要な史料である。

編年史料の分野では、古代の「六国史」とならぶ代表的歴史書「吾妻鏡」から盛継追討・雅成親王配流等の

記事を収載した。同書は鎌倉時代後期に幕府自身の手で編纂された、いわば公式歴史書で、治承四（一一八〇）年の頼朝挙兵から文永三（一二六六）年までの記事が存する。幅広く日記・古文書類を集めて作成された精細な記述で、幕府政治を知る基本史料であるが、しかし「六国史」の場合と同様、編纂当時に幕政を掌握していた北条氏に好都合な記述が多く、慎重な史料批判も必要である。これに対し公家側の編年史料としては、「百鍊抄」が代表的なものと言える。同書は、弁官・藏人頭など実務官僚として活躍した勧修寺家歴代の日記を抄出したもので、記事は安和元（九六八）年より正元元（一二五九）年に及ぶ、史料として高い信憑性を有するが、記事はいずれもごく簡略である。本巻には雅成親王の生誕・配流、そして死去の記事を収載した。

一方、文学作品では、この時代も平安時代後期と同様に軍記物・説話文学・歴史物語が隆盛であったが、とくに武士の時代を反映して「平家物語」を頂点とするすぐれた軍記物が相次いだ。これらはその性格上、虚構・作為を免れないが、日記や古文書にはない独自の記事も多く、史料としても重要な意義を有する。例えば（参考）として掲載した平盛継に関する「平家物語」の記述も、写本ごとに異同があり全面的に信用することは不可能であるが、他の史料に見られない興味深い内容で、盛継と市域との関係を示す唯一の史料となつている。周知の通り「平家物語」は鎌倉時代後半に原型が成立したと考えられる軍記物の最高傑作であるが、作者・成立年代ともに不明で、しかも多数の写本が伝来している。本巻にも、現在一般に流布している流麗な文体の語り物系写本の覚一本・記述の詳細な読み本系写本の長門本の記事をそれぞれ収載した。なお、これらの写本のうち、読み本系写本が「平家物語」のより古い形態を示すものと考えられている。

莊園・公領に関する基本史料である古文書の特色として、まず目を惹くのは、莊園目録・所領注文・置文な

ど、莊園や所領を列挙した文書が数多く収載されていることである。これらは莊園・所領の相続・譲渡等にもなう所有権の移動を確認するために作成された文書で、先述のごとく平安時代後期以来、古文書に顯著となつた土地所有の証拠文書という性格を代表するものと言えよう。こうした文書は莊園の所在・分布を知る基本史料であると同時に、本編でも紹介された建久三（一一九二）年の「長講堂領目録」（島田家文書）のように、莊園の負担内容を記したものもあって、莊園領主の経済的な基盤を知る重要な史料ともなつてゐる。

このほか、莊園に対する諸役免除を定めたり、地頭と莊園領主側との相論を裁決した文書も目につく。前者の例としては建久三年の「後白河院下文」（大徳寺文書）・同九年の「但馬国司序宣」（仁和寺文書。序宣とは在京する国守が留守所宛に下した命令書）などがあるが、ここで免除されているのは大嘗会・造宮・造内裏といった諸役の負担である。このことは、本来不輸租の特權を得て租税を免除されていた莊園に対し、右のような国家的事業に際して賦課が加えられるようになつていて物語る。

一方、後者の例は地頭が西国に多数設置された承久の乱後から増加していく。本編で詳述されている氣比水上莊相論を裁決した永仁元年の「関東下知状」（清水寺文書）はその代表的なものである。こうした相論は各地で発生していたが、弘安二年の「東大寺学僧等越訴状案」（東大寺文書。案は控え、写しの意味）では、東大寺領美濃国茜部莊の相論に際し、建治元年の但馬国新田莊における相論裁決が引用されている。これによつて、他の裁決を参照して越訴する当時の裁判の実態を知ることができる。なお、これに続く「伴頼広陳状案」（東大寺文書）は、右の学僧等越訴状に対する地頭側からの反論である。

次に、本書に収載した主要な文書について簡単に紹介しておくことにする。まず「島田家文書」は鎌倉時代

後期以降、実務官人として院庁の運営に携わった島田氏に伝來した文書である。同氏は皇室の家政・財政に密接な関係を有したため、この文書群には「長講堂領目録」をはじめ、皇室領に関する重要な史料が多数含まれている。現在、同文書は京都大学文学部の所蔵。一方、「大徳寺文書」は臨済宗の名刹大徳寺（京都市北区）に伝來した文書で、同寺領に関する鎌倉・室町時代の文書が多い。本書には建久三年の「後白河院下文」を収載したが、ここに見える「従二位高階朝臣」（高階栄子）は丹後局とも称した後白河院の寵妃で、宣陽門院の生母である。新井莊関係の文書三通を収載した「仁和寺文書」は真言宗御室派の総本山・仁和寺（京都市右京区）に伝來した文書。仁和寺は宇多上皇が御室を営んだために御室とも称され、代々法親王が入手するなど皇室と密接な関係を有する寺院である。新田莊関係を中心に多数の文書を収載した「九条家文書」は、九条兼実を祖とする五摂家の一つ九条家に伝來した文書で、現在は宮内庁書陵部の所蔵。家領関係の文書が大部分を占め、公家領莊園の実態を知る重要な史料であるが、本書にも収載した寛元四（一二四六）年の「沙門行慧（九条道家）願文」のように、当時の政情を知る興味深い史料も含まれている。「清水寺文書」は播磨国の天台宗寺院清水寺（加東郡社町）に伝來した文書で、平安末から明治に至る古文書・記録七五〇点を数え、中世文書については兵庫県下有数の古文書群である。以上の莊園領主側の文書に対し、武士文書の代表と言えるのが「正木家文書」で、上野国の有力御家人新田氏の支族、岩松・得川氏関係の文書を収める。本書に掲載した文永五（一二六八）年の「得川頼有讓状」は、当時の武士の所領が散在していたことを示す史料である。

最後に但馬国大田文についてふれておく。大田文は鎌倉時代に幕府や国衙の命で作成された土地台帳であるが、但馬の場合は弘安八年に守護太田政頼が幕府に注進するためを作成した。内容は但馬国内の国衙領・莊園

の耕地面積、領主・莊官・地頭等を記したもので、現存する大田文は僅かに、鎌倉後期の所領の実態を知る貴重な史料となっている。しかし、現存の但馬国大田文は応永三（一三九六）年に改変されている上に近世の写本で、記載内容については慎重な検討が必要である。なお、現存写本の多くは「太田文」と記されている。

三 南北朝時代

この時代の史料は大部分が古文書であるが、その内容・性格は動乱の時代を反映して、これまでの時代とは異なるものとなっている。

とくに、冒頭の「広峯昌俊軍忠状案」（広峯文書）以下、軍忠状が目につく点は、最も大きな特色である。

軍忠状とは、中世の武士が合戦に参加した際に、自身の戦功を記して大将や軍奉行に提出し、その証判を受けた軍忠の証拠とした文書を言う。こうした軍忠状が多数見られることは、南北朝の動乱が但馬に波及し、幕府方守護今川頼貞らと当初、南朝方に立った山名時氏らとの間で、激しい戦闘が展開された結果に他ならない。これらに登場する武士のうち、広峯氏は幕府方に属した播磨の土豪で、八坂神社の本社とされる播磨国広峯社の別当でもあった。「広峯文書」は広峯家に今日まで伝えられている、県下有数の古文書群の一つである。一方、多くの軍忠状を残す伊達氏は、有名な奥州伊達氏の分家で、鎌倉時代に養父郡小佐郷の地頭として但馬に入部していた。この一族は、時として幕府に、また時として南朝方に従うといった複雑な動きを見せており。なお伊達家文書は、仙台藩主伊達家に伝来した文書群で、伊達道西ら但馬伊達氏に関する文書は、元禄十一（一六九八）年に、南禅寺から伊達家に寄贈されたものである。

さて、この時代も荘園に関する文書が最も多数を占めているが、その中にも動乱の影響は顕著である。例えば「九条家文書」によると、九条家は新田荘を確保するために、暦応四（一三四一）年・康暦元（一三七九）年の二度にわたり、北朝上皇の院宣を獲得している。しかも、永和二（一三七六）年「平龜王丸請文案」にあるように、年貢の半分を兵糧として守護方が徴収する半済の適用を免れることはできなかつた。

反面、これとは対照的に幕府・守護と結んで発展した荘園領主もあつた。鎌倉時代から持明院統の帰依を受け、赤松氏とも結んで隆盛を迎えた播磨国清水寺がその代表である。同寺は貞和四（一三四八）年に下鶴井荘公文職（「今川頼貞寄進状案」）、翌年には気比水上荘領家職（「比丘尼法覺領家職寄進状案」）を獲得しており、その勢力が但馬にも及んでいたことがわかる。

また、当時の幕府が臨濟宗寺院を保護したことは周知に属すが、それは鎌田荘に関する「鹿王院文書」の史料からも伺い知ることができる。同荘は元来、建長寺領であつたが、貞治五（一三六六）年天童寺の所領・武藏国津田郷と相博（交換）され（「建長寺寺司所領相博状」）、康暦元（一三七九）年に春屋妙葩へ寄進されて、妙葩の請によって義満が建立した大福田宝幢寺領となつてゐる。この間、応安二（一三六九）年には幕府の意を受けた北朝から諸役を免除され（「太政官符」「官宣言」）、同五年には義満によって下地を天童寺金剛院雜掌に沙汰付け（押領を停止して所領を正当な知行人に渡すこと）することが命ぜられる（「足利義満御教書」「長伊豆入道遵行状」）などの庇護が見られるのである。なお、以上の史料のうち「御内書」とは、義満の時期から出現する文書様式で、將軍の私信の形態をとりながら公的な命令を伝える文書。また「遵行状」とは、將軍の御教書等を受けた守護が守護代等にその命令の実施を命ずる文書を言う。一方、鹿王院（京都市右京区）は、

大福田宝幢寺の開山堂の名称で、宝幢寺が荒廃した後に独立した寺院となり、多数の中世文書を伝える臨済宗天龍寺派の寺院である。

以上のほか、暦応二（一三三九）年の「足利尊氏寄進状」（金剛寺文書）は、常住金剛寺に利生塔を建立して池内村・押坂社をその料所にすることを命じた注目すべき文書。利生塔は、夢窓疎石の献言により、後醍醐天皇以下動乱の死没者の冥福を祈るために、足利尊氏・直義兄弟が安国寺とともに国ごとに建立した塔婆である。建立を命じた文書の多くは直義によつて発給されているが、本文書は尊氏が命じたことを示す貴重な事例と言える。その建立地に選ばれたことから考えて、当時の常住金剛寺の繁栄を想像することができよう。

四 室町時代

この時代の史料は、市域の莊園・寺社等に関するものと、宗全をはじめとする山名氏歴代の動向に関するものとに大別される。前者については古文書が、後者については日記が、その主要な史料となつてゐる。また宗全は雅成親王とならぶ豊岡ゆかりの人物であるため、既述のように出生・元服・死亡・逸話等の史料も収載した。

古文書では、これまでと同様、新田莊に関する「九条家文書」、鎌田莊に関する「鹿王院文書」等が多くを占める。しかし、これらを通して見ると、莊園の衰退は明らかと言える。例えば新田莊では、嘉吉二（一四四二）年の「垣屋源統代官職請文」によつて山名氏の被官である垣屋氏を代官としたことがわかるが、これを最後に九条家による当莊の支配に関する史料は消滅し、天正三年の「九条家知行不知行所々指出案」では新田莊

は「不知行」に数えられることになる。また鎌田荘も歴代将軍の御判御教書によつて安堵されたものの、幕府の衰退とともに種々の押領・侵略を受け、文明十（一四七八）年の「足利義尚御判御教書」によつて返付が命ぜられるなど、荘園支配も動搖していた。なお「御判御教書」とは、室町幕府の将軍自身が花押・署判を加えて、将軍を差出し人として命令等を伝達した直状の一種で、奉書形式の一般的御教書とは異なる文書様式である。宛所の身分が高い場合、特に重要な場合等に用いた。このほか、応永十四（一四〇七）年の「長講堂領目録」（八代恒治氏所蔵文書）では、宣陽門院当時以来の諸荘が依然として種々の貢納を行なつたことが記されており、皇室領荘園としての重要性が伺い知れよう。

一方、この時代は中央の荘園領主の文書とならんで、市域の寺社が所蔵する文書が増加していく。とりわけ山名氏歴代の尊崇を受け、多くの判物・書状等を伝える「小田井大社文書」は、県下でも有数の文書群である。こうした文書のあり方は、中央の寺社（小田井社の場合の本寺は無動寺）との本末関係が弛緩し、守護大名との関係が緊密化したことのあらわれと言えよう。

さて、言うまでもなく南北朝末期以降の但馬は、但馬山名氏の支配下にあつた。その山名氏の但馬における在所は、本編に収めた史料によれば、通説とは異なり、九日市であつたと考えられる。例えば康正二（一四五六年）の「山内泰通覚書」（山内家文書）で、泰通が「九日」において大殿（宗全）から安堵の御判を下されたとする記事などは、その有力な論拠である。また、幕府の重臣として活躍した山名氏歴代の動きは、京の僧侶・貴族らの日記に記されている。次に主要な日記の記主・特色についてふれておくことにする。

応永三十四（一四二七）年の、山名時應による赤松満祐追討を記した「満済准后日記」は、三宝院門跡・醍

醐寺座主であった満済の日記。満済は足利義満の猶子となり、義持・義教に重用されて幕政にも参加、「黒衣の宰相」とも呼ばれた。嘉吉元（一四四一）年の嘉吉の変後における、山名持豊（宗全）らによる赤松満祐討伐の出京等を記した「東寺執行日記」は、東寺の歴代執行の書き綴った日記である。文明五（一四七三）年の宗全死去や延徳三（一四九一）年の政豊の九日市滞在を記した「大乗院寺社雜事記」は、興福寺の子院大乗院歴代門跡の日記で、興福寺別当も勤めた尋尊の日記がその中心を占める。有名な山城国一揆など、当時の社会情勢や政情を記した重要史料である。一方、文安元（一四五四）年の宗全の但馬滞在を記した「斎藤基恒日記」は「幕府日記」とも呼ばれるよう室町幕府政所の執事代で内談衆・式評定衆を兼ねた斎藤基恒の日記で、簡潔な記事ながら山名持豊の举措に詳しい。「蔭涼軒日録」は鹿苑院蔭涼軒の留守役が書きついだ日記で、特に山名政豊と但馬国内の被官が対立したとする記述は、その後の山名氏の在り方を暗示していく興味深い。記主の亀泉は赤松氏の出身で、政豊の赤松氏領播州への侵攻に強い関心を示し、山名氏への反感があらわであるといわれる。以上の他、権大外記中原康富の「康富記」・伏見宮貞成親王の「看聞御記」・権大納言甘露寺親長の「親長卿記」などから山名氏に限らず社会・経済・文化・宗教などに関する記事を収めた。

この時期を別の側面から補っているのが五山文学関係の諸稿本である。「蟬庵稿」については本編中で触れある。漢詩集「半陶文集」は彦竜周興、同じく「默雲藁」は天隱竜沢、「雪樵独唱集」は蘭坡景芭、「翰林葫芦集」は景徐周麟の作であって、挙げて祥雲寺に住した古瀬と香溪を紹介している。ここからは、祥雲寺の外護者が垣屋氏であるらしいこと、後に垣屋氏の菩提寺となつた隆國寺（日高町）の山号・布金山が古瀬の旧庵・布金軒から來た可能性も示唆されている。

以上のほか、「海東諸国記」は朝鮮王成宗の命によって申叔舟が著わした書物である。海東諸国とは日本の本州・九州・奄岐・対馬・琉球を指し、その国情・外交の歴史・使節の応接規定等を記している。

五 安土桃山時代

この時代の史料は、織豊政権の但馬進出に關する文書・戦記等と、検地帳をはじめとする同政権の民衆支配・施政に関する在地文書とに大別される。まず前者のうち、永禄十二（一五六八）年における織田方の但馬進出開始を記した「朝山日乗書状案」（益田家什書）は毛利氏の被官・益田家に伝わったもの。また、天正三年（一五七五）年の「八木豊信書状」（吉川家文書）も毛利氏の同族吉川家伝承の文書で、ともに毛利氏に關係した文書である。一方、「垣谷家文書」「田結庄家文書」等の在地文書によつて、当時は毛利方であった土豪垣屋氏の動向を知ることができる。

天正八年（一五八〇）年・同十三年の但馬における武将配置を記した『武功夜話』は尾張国丹羽郡前野村を出自とする前野家の記録で、出石城主となつた前野長康の“武功”も記されているため、但馬に關する記述も少なくない。同書は昭和六十二年に初めて刊本として公開され、從来空白に近かつた織豊期の但馬史を埋める史料として注目されている。さて本書記載の記事のうち、天正八年の部分では羽柴小^{（長秀）}一郎が但馬八郡中七郡を領し、二方郡のみが別途、宮部善祥坊給地となつたことがわかる。このことと、寛文八（一六六八）年以降京極氏豊岡領中に飛地として二方郡が含められたこととの関連も興味を呼ぶ。長秀の領分は天正十三年に前野長康に引継がれるが、^{（豊岡）}城崎二万二〇〇〇石は前將付として別枠に置かれている点もやはり、その後の所領関係の

推移を解明する上で資するところがあるだらう。また「秀吉事記」は、豊臣秀吉の右筆・大村由の著作で天正十一年の成立。「柴田退治記」の名称で『群書類從』にも収められている。

一方、「氣比庄五ヶ浦人等浦役注文」以下の文献は、天正八年以降相次いで豊岡に入部した宮部継潤以下、明石元知・杉原長房ら織豊政権下の武将の施政を示す史料である。これらによつて同政権の支配の浸透、中世から近世への変化を伺い知ることができよう。なお、こうした武家の文書の中にあって、「九条家知行不知行所々指出案」は、既に述べたように「新田莊」が九条家の支配を離れ同家領としての実態を失いながら、その名目だけは残存していたことを示している。周知のとおり太閤検地によつて荘園制は廃絶するが、その直前の庄園の終末期を物語る珍らしい史料といえよう。「伊賀谷村検地帳」「鎌田久々井分名寄帳」はいわゆる太閤検地によつて作成されたもので、但馬内では他に二、三例を残すのみである。後者の中の「とよおか」「中丁」は、写しによらない文書では豊岡城下地名の初出である。

六 中世年紀銘金石文

金石文は、主として最近の石造遺物調査の成果によつている。特に「2 石造宝篋印塔銘（九日市上町・勝妙寺）」中に見られる「称名寺」銘は、称名寺（天台宗）→正明寺（真言宗）の変遷の後に現在の勝妙寺（日蓮宗）に至る系譜を示唆している上、姫路城建設のため姫山上から立退いた正明寺（現存）と同じ寺名変遷を示すものとして注目される。

妙経寺（九日市中町）の中世供養塔群（11～23）は、妙経寺を中心とする法華宗僧侶・信者の相関連する供養塔群で、石造宝塔銘（11）中の逆修供養者・道円が石造笠塔婆銘（16）中では被供養者として名を刻まれてしたり（その他、12・15）、応永から延徳に至る室町時代前半を通じての一連の年紀銘を持つなど、他に類例の少い遺物といえる。

○近世

近世の史料については、杉原氏時代の藩政、京極氏時代の藩政、町方の記録、村方の記録、教育・文化、宗教・社寺、および日記・年代記の七項目に大別し、項目内で、ほぼ編年式に地方史料の紹介につとめた。必要に応じて刊本からも流用した。

現・豊岡市域は、從来の城崎郡域のほか、氣多郡・出石郡の各一部を包摂している。そして、城崎郡（明治二十九年、氣多・美含両郡を合併するまでの城崎郡）は、江戸時代初期には豊岡杉原氏の領地で、やがて半知、さらには断絶して天領となる。寛文八年五月豊岡に京極氏が入封して、その領地となるが、これも享保十一年十二月には半知となり、半分は天領となる。その後も、若干の村々の交換——という支配関係をたどる。

一方、市域内の旧出石郡・旧氣多郡域は、ともに出石藩（領主は小出氏・松平氏・仙石氏と変遷する）の領域で、天保六年十二月仙石騒動による半知のとき旧氣多郡域は天領となる。また、旧出石郡域には旗本・倉見小出氏（知行高二〇〇〇石）の領地もあった。

このように豊岡市域内の所領関係は時代や地域で変化し、豊岡領・出石領・旗本領、および天領と錯綜している。これらの領地や支配関係史料を網羅することは至難である。よって、出石藩関係については『出石町史』に譲り、豊岡藩および天領分関係の記録を主として載録した。

一 杉原氏時代の藩政

杉原長房は豊臣秀吉政権下の慶長二年に豊岡に入封し、関ヶ原の戦には西軍に属して丹後田辺城の細川氏を攻めたが、いとこに当るおね（北政所・高台院）のとりなしで本領安堵された。そのあとを襲封した重長が正保元年十月に死亡するが、男子がなくて所領二万七〇〇〇石程度を認められ、改めて養子の重玄に城崎郡円山川西岸において一万石を賜わる。しかし、その重玄も承応二（一六五三）年十月早世し、子なくして杉原氏は断絶の悲運に会う。

この杉原氏時代の藩政史料は皆無に近い。したがつて杉原氏の系譜やその治世は『寛政重修諸家譜』や『徳川実紀』などの刊本によつた。地元資料については「豊岡と他領との山境書上控」の他、「杉原氏相続の覚」のような家老青山氏の、自らの忠勤と家系を物語る文書も掲載した。分限帳も遺存しない今日としては、家臣団や藩治の内情を知る上で参考となし得よう。

二 京極氏時代の藩政

寛文八年五月二十一日、京極高盛は丹後田辺から豊岡に移封された。封地は杉原氏断絶後、天領であつた城

崎郡の全部と旧氣多郡の一部および正保元年以来天領となつてゐた旧二方郡の全域（久斗山村を除く）の三万三〇〇〇石であった（このとき、弟京極高門も丹後から養父郡糸井に移されて、養父・美含両郡で二〇〇〇石を拝領した）。高盛は移封後、十年かかつて領内の再検地を行なつた。

高盛のあと高住は、豊岡の郭内に接して興国寺を建立し一方、杉原氏時代に開削した堀川（円山川バイパス）の再改修を行なう。その後、享保十一年九月高寛が没したあと弟高永が拝領した領地は、城崎郡・二方郡の約半分で、石高は一万五〇〇〇石であった。当然、藩士を半減し、残った藩士の俸禄も二分の一程度に減額する。以後、豊岡藩は藩札の発行・骨柳の専売・年貢米払下げなどによつて藩財政維持につとめるが、明治四年の廃藩に到るまで莫大な累積債務をかかることになる。

藩主高有のときには領内百姓から借米しようとしたり（寛政十年三月）、利息銀支払を停止（文政五年十一月）して領内農民から反撥され、銀札不融通で米価高騰して町方で暴動（文政七年七月廿九日）がおき、隠退を余儀なくされた。

藩主高行のときには、藩校稽古堂を設け、天保の飢饉に苦しむ農民を救恤している。次の高厚の時代には、海岸防備につとめ、一方では朝廷にも伺候して、鳥羽・伏見の戦のあとには江戸から京都に帰り、桂御所の警衛に当るなど、いちはやく新時代へ対応している。

〔京極家家譜・藩士分限帳〕

豊岡・京極藩政資料については旧藩主京極家の文書が未詳であるため、地元では「舟木家文書」や「猪子家文書」に依存するところが多い。しかしながら、享保十一年京極家半知以前の資料は極めて乏しい。いきおい、

掲載史料は近世後半期のものに集中する。

京極氏の系譜については『藩翰譜』『寛政重修諸家譜』などの刊行本によつたほか、「舟木家文書」など地元記録によつた。各時代領主の知行状および知行目録なども求め得ず、未詳である。

「藩士分限帳」は、京極氏の田辺在城時代の寛永十七年、および豊岡藩三万三〇〇〇石時代の宝永四年のもとのと半知後の文化六年の三帳を掲載した。

〔藩政記録〕

京極氏の藩政記録は、文化・文政・天保期の記録と嘉永以降の記録とに大別し、文化・文政期のものとしては藩財政再建への努力の記録を、天保期については天保改革に関連する僨約制度を掲げた。僨約御触書については町方・村方にも、大同小異の記録が見られる。付表として「江戸屋敷の変遷」を添えた。

嘉永以降の記録としては、嘉永六年ペリーの来航時に浦賀を視察し、帰国して武器調達に奔走する舟木外記の日記「紳」、元治二年藩主高厚が京都御所に参内して天皇に拝顔し、天杯を頂戴する記録「御参内御内書」(猪子家文書)、その効あつて戊辰の戦役のあと、いちはやく京都守衛について舟木克巳の「日記」、その他の政情変動期の記録をかかげた。

三 天領その他の知行地

豊岡市域の天領支配・代官の系譜等については『寛政重修家譜』等があり、生野代官所については『生野史』③(校補代官編)などの労作がある。本編では、被支配者の村々側から見た支配者の変遷をたどることと

し、「御領主御代々治世年数記録」を代表的に掲げた。年月については、大雑把であり、俗っぽさはまぬがれ得ないが、一村における支配者の変遷はかなり正確に伝えられている。倉見・小出氏の記録は、『寛政重修諸家譜』のほか、小出英美のときの「山田奉行分限帳」、および明治維新期の「高国村名込高取調帳」「小出邦三郎家来表」などをかかげた。

四 町方の記録

町域の火難・水難によって、また名主層の栄枯盛衰・転出などによつて、町方の文書類は極めて乏しい。この間にあつて鳥井・由利両家の「公私之日記」(後述)が保存されていたことは特筆できる。この二家の日記を中心にして、現存する町方文書類の中から「町方のくらし」の一端を紹介した。

他に、豊岡藩領の氣多郡三原村(現竹野町)で享保年間に豊岡商人が鉱山を經營していた史料(鉱山經營)なども取り上げた。「交通・運輸」では円山川舟運が中心となるが、享保・宝暦年間の江戸・大坂商人による円山川・市川通船(本州横断近廻り舟運)の史料もある。「大川舟運訴状」に見られる執拗な争論は、豊岡領・出石領・幕府領と所領関係の複雑な交錯による所領エゴと利害関係のからみ合いの結果による。

「道中」の記録は「但州湯島道中独案内」と福井璣「紀行」から抄出した。江戸期の旅の実態は予想を超えて日常的・一般的であったことが分かる。「紀行」では出費記録をそえて、当時の物価と民情の一部を知るようすがとした。

〔伊能忠敬測量の旅〕は、文化三年・十一年両度の「測量日記」と地元記録で構成した。「日記」は単なる測

量記録に留まらず、例えば神社の祭神名に至るまで記載されるなど、地元にとつても貴重な資料となつてゐる。

五 村方の記録

検地帳・村明細帳・宗門改帳・五人組前書帳・年貢免状・年貢皆済目録・村入用帳などの他、年貢減免歎願・村借証文・山論または漁論文書などは、村の公用文書として大切に保存されていたものである。先例を重視する慣習法が主流の近世社会では、このような文書が村々の権利を保証する必須の資料であつた。

「村明細帳」（村差出明細帳・村鑑帳ともいう）は市内で三〇冊以上残されている。承応三（一六五四）年「瀬戸村地方差出帳」は当地方で最古のものである。

「村規約」は、五人組前書帳を初めとする上からの規制によるものが多い中で、「村中以来勤方規定」は自主的に村中の僕約を規定した例であり、「新田堰規定書」は水利管理規定の例である。

「村絵図」は保存例が乏しいが、津居山沿岸の村々には、瀬戸発する漁論対策に必要としたものか、比較的多数が残されている。「瀬戸村大絵図」「津居山湾周辺絵図」は、その代表として取上げたものである。

「村借り」の文書は、天保年間以来、各地の村々で見られる。所載のものは、代官所が仲介する例である。「飢饉・貯穀」関係の文書も多い。豊岡盆地が水害常習地であるため、農民は慢性的な飢餓状態にあり、その上に天明・天保の飢饉が追い打ちをかけているのである。「貯穀」は飢饉対策のものである。

「年貢軽減歎願」は天領農村におけるものを扱つた。享保二十年の歎願は、享保十二年に、天領「新御料」となつた城崎郡全域村々が、銀納値段のたて方と、私領のころにはなかつた付加税を論点とするもの。滝村は

この歎願貫徹のため、江戸出訴している。延享二年の「石代直段の義、申渡並請書」は、享保二十年の場合と同様な論点で歎願が繰りかえされていることを示している。

ところが、その後（時期を特定し得ないが）銀納の石代直段が、生野代官所支配下の「古料」並みに引下げられている（通史上巻七四一六一参照）。もともとは、生野鉱山夫に払渡す「生野奉行所管理米」を、市価より安い価格としたことに端を発し、これが銀納年貢の算定基準とされるようになる。但馬の天領農民が勝ちとった特権であったといえる。その算定基準を、天保十二年回来の巡見使によつて違法とされたことから「安石代銀納制維持」のための歎願が始まることになる。すなわち、弘化二年の「安石代銀納制廃止通達」以後の各史料は、延享二年の「石代直段の義、申渡並請書」の時代の年貢輕減歎願とは質的に異なってきてることを示すものである。勿論、この間には、天災などによる年貢輕減歎願がくりかえされているが省略した。

なお、「安石代」維持歎願のはげしさを示すものとして、慶応三年の「奈佐組僕約規定書」や「奈佐組訴訟人救護規定書」、および「久美浜代官弁明書」を添えた。

近世の検地は、出石藩は小出氏時代の寛永十八年から正保二年の間に、豊岡藩は京極氏時代の寛文十年から延宝八年の間に行なっている。ともに転封にともなう措置である。長谷村と今森村の各「検地帳」は、出石・豊岡両藩のものの中から標本的に掲載したものである。

「年貢免状」「年貢皆済目録」は、祥雲寺では正保二年以後、大谷村では寛文年間以後のものが、ほぼ揃つて保存されている。これら「免状」「目録」の内容は、時代経過や私領・天領別に、少しづつ相違が見られる。本編では、「祥雲寺村年貢免状」を主として、その変化をさぐった。

〔田畠売買・質入〕は、江戸時代土地制度の特質として表向きの田畠永代売買禁止状態の中で、村役人立会の下で年貢未進皆済を条件として質入→質流れ→占有権移転という経過で行なわれた。幕末のころには半ば公然化して大地主や富商による土地集積が進んだ。本編では、四年間に限って買戻し請求権を留保する例（延宝四年）、豪農で富商でもある渡辺七郎右衛門が“大借”的め田畠屋敷九町三反・高七五石余を売渡す例（文政十一年）の二例を採録した。後者では、証文中に子方惣代二人が連判していることが注目される。

〔山論〕は、材木・薪炭・刈草の供給地である山林で時期や場所を問わず、盜伐や入会権をめぐってたびたび発生した。山もまた、農民の利害と生活に密着していたからである。

本編では、境界不分明の村山での境界争い（「畠上・飯谷両村山論訴訟状」「山論裁許並に検地帳下渡し請け証文」）・入会山での入会争論（「ほうが谷山論裁許状」「見発山山論和解証文」）を例示した。

なお、山論の果てに庄屋が遠島となり、村全体の再検地が行なわれた上、裁許が下ったという江野・伊賀谷両村の関係資料もかかげた。

〔漁業〕

海漁（浦方漁業）は、一村共同体の原則が厳格に守られて經營が成り立った。農民や町民のくらしとの基本的な相違が、ここにある。「漁村規定書」（文政六年）は、その旁証例である。

漁区・漁法の争いは、江戸時代を通じて浦方のどの村々でも発生し、漁船・漁法の進化につれて丹後の浜詰・浅茂川・間人、あるいは但馬の竹野・田久日の各村々とも争論がくりかえされている。漁区・漁法などの法的整備は明治中ごろまで待たねばならなかつた。

〔流れ鯨一件〕は鯨漁のなかつた当地方としては、珍重すべき史料といえよう。鯨一頭で数浜賑つたと言いつてゐるのもゆえなしとしない。

円山川を遡上するサケ・マス・アユを漁ることは、海漁におとらぬ沿川漁民の生業であつた。と同時に、豊岡藩・出石藩などにとつては、石高年貢以外の重要な財源でもあつた。

豊岡市域でも、円山川に沿う赤石・一日市・日撫・大磯・土淵・中郷・佐野などの各村に川漁の記録が残されているが、江戸時代後期では大磯・中郷の鮭罩どうが川漁地区中の双璧であつたといえよう。本編では、鮭罩どうの沿革をたどるにとどめ、その史料は大磯村鮭罩会舎の「鮭漁沿革誌」によつた。

六 教育・文化

〔藩学〕 豊岡藩に藩士子弟の教育の場として稽古堂が設けられたのは天保四年二月二十二日であり、その終末は明治四年十一月改置豊岡県誕生の折である。この稽古堂をはじめとする藩学について、かつて稽古堂学長をつとめた久保田精一がまとめた「旧豊岡藩文武校興廢始末」で紹介し、その上で稽古堂の学制・日課・日記などを扱い、藩主高厚の「学業御覽次第」と「池田草庵先生接遇」を添えた。後者は、農民出身の儒学者草庵に対する藩主・藩士の接遇ぶりから当時の社会の多重構造を知る一端ともなろう。わが国の近代化は維新によって一朝にして進んだものではなく、江戸時代の社会構造は充分にその準備段階にあつたと説かれる所以である。

心学については豊岡藩郭内の含章舎や香住村の養浩舎があるが、通史上巻の記述の他に史料を見つけること

ができなかつた。寺小屋についても同様である。

〔文学〕江戸時代中ごろから、豊岡藩士や町内の富商の間で文学活動が盛んとなり、宝暦期以降の作品が多く遺存している。これらについては、通史上巻の「文化と教育」の章に詳しい。

この中から旧豊岡藩主京極家伝世の「先世詞藻」、および和歌について保田佐世「長閑集」・前波黙軒「蕉雨園集」・諸家「但馬名所和歌集」を、俳諧・俳文について福井鬆風「懷花庵歳句帖」・南条鷺橋「文乃都豆麗」・由利菊隱「美知農記」を、漢詩については福井璣「蕪韵草稿」・久保田精一「雜詠十一首」を取上げた。

七 宗教・社寺

通史上巻中の記述に用いた史料を中心としたが、転宗及び一本紙という寺請制内の例外措置例については新材料を含めて紹介した。

転宗に見られる権力側の対応は、「養源寺触写」に見られるように「寺院法度」の規定にかかわらず転宗を否定することで体制の維持を計ろうとするのに対し、寺院側のそれは多分に利害についており、別章の神社間争論とも共通する地盤に立っている。特に一本紙の場合は、宗門改めに関して寺院の支配下に置かれていた神社側が、自身請の形で寺院から独立する経緯に触れる興味深いものである。

「福成寺末寺控」は、浄土真宗道場の去就および清蓮寺・安楽寺と福成寺との本末関係にからむ対応を示してくれる唯一の史料である。また、「遠看山帶雲禪寺古今略記」は明治期の記述ではあるが、江戸期の閑樂寺・正福寺が中世紀の帶雲寺末寺の名跡を譲り受けたものであることを明らかにしており、ともに近世寺院成立史

の一面に触れている。

「遊行上人回来」については、従来断片的な地域史料に頼る他はなかつたが、『遊行日鑑』の刊行によつて、日程と行程を確定できるようになつた意義は大きい。

八 日記・年代記

江戸時代も後半期になると、当地方でも武家・町方・村方、それぞれの支配階層の人たちによつて日記類が記録されるようになる。日記は日々の暮らしの反省材料とするためばかりでなく、先規としての記録に意義があつた。封建規範の支えとして先格が重んじられたからである。

豊岡市域で現存する日記類の主なものは、武家では天保二（一八三一）年から明治四（一八七一）年までの間、直温・直寅・直養の三代によつて記録された舟木家の「御要用日録」「紳」などが約三〇冊残存する。また猪子家には文政八（一八二五）年から明治維新期までの間、伊織・清の二代によつて記録された「御側日記」「日慎録」など約四〇冊がある。両家とも豊岡藩の家老・大参事など枢要の地位にあつた家門である。

町方では、鳥井家に当主嘉治時代の宝曆十二（一七六二）年から、明治九（一八七六）年に到る一一五年間の先格記録があるが、日記形式となるのは当主義根の文化七（一八一〇）年からで、義修・義実と三代にわたりて書き継がれている。これだけでも六七年分・六〇冊である。

また、由利九十郎（六左衛門）も日記をつけている。中町名主役を拝命する文化八（一八一一）年から病没する嘉永七（一八五四）年まで、四四年分・四四冊である。この鳥井家・由利家とも主として「公私之日記」

を題名として用い、家事記録と共に町名主（両家とも豊岡町の行司名主もつとめた）としての公の記録もあり、豊岡京極氏藩政の裏面を垣間見ることができるのが最大の特色である。両家の日記とも町名主拝命の記事から始まるところが注目されるが、このことは町名主拝命の責任や誇りと平行して、先格への止揚または回帰が痛感されたからであろう。

町会所には、貢租関係帳簿のほか、先規となる事項の記録が続けられ、多くの記録帳が保存されたことは両家の日記の中からも推察できるが、現在そのすべてが失われている。むしろ、鳥井・由利両家の日記が現存するのを奇蹟とすべきであろう。鳥井家の場合、大正十四年五月二十三日の北但大震災の最中、火災の近づく土蔵の中から諸記録類を運び出された当主山三郎氏と家族の方々の尽力に感謝しなければなるまい。その内容とともに、豊岡市文化財に指定された所以である。由利家の日記類の場合は明治以降、親族の岡谷家（辻）の土蔵に収納されていたため震災をまぬがれ得た。現在は豊岡市に寄贈されている。

町方に比して村方の日記は少ない。その中で田井家（香住）の享保初年代の記録になる「諸色覚日記」は出色の一冊である。同家には、ほかに化政期から天保期の間の「家事日録」六冊が現存する。佐伯孫左衛門家（一日市）の文化八年・文政二年・天保四年の旧記三冊や、岡又右衛門家（河谷）の弘化四年以降の「御用日記」三冊などが、村方の残存日記といえる。これら三家とも村方各地における大庄屋級の家柄である。

第七編までも、これらの日記から多くを引用している。したがって、この章では、それ以外の記述の中から特色のある部分を断片的に抜書したため、「日記」の味わいを表出できなかつた。

市史編集関係者及び史料編上巻執筆分担

古代・中世 監修	大山喬平	京都大学文学部教授
委員長	梅谷光信	弁護士 但馬史研究会会長
委員	井上義次	元県立豊岡 実業高等学校教諭 (近)四(1, 2, 3, 4, 5)
委員	伊藤之雄	名古屋大学 文学部助教授
委員	岡 弘	元県立香住 高等学校校長
委員	潮崎 誠	豊岡市教育委員会 主事(文化財担当)
委員	瀬戸谷皓	豊岡市立郷土資料館長
委員	中尾健二	県立明石清水 高等学校教諭 (近)五(4)
委員	萩原一郎	元城崎町教育長 (近)六(1, 2)
委員	前嶋雅光	親和女子大学教授 元兵庫県史編集担当参事 (近)二(1, 2, 3, 4)
○委員	元木泰雄	大手前女子大学講師 (古中)および解説
○委員	山口久喜	兵庫県文化財保護 管理指導委員 (古中)および解説 (近)一(1, 2), 二(1, 2, 3) 三(1, 2, 3), 四(6, 7), 六(1), 七(1, 2, 3, 4, 5), 八(1, 2, 3, 4), 解説
○委員	小谷茂夫	豊岡市史編集室主任 (近)五(1, 2, 3), 八(5), 解説
特別寄稿	水越允治	三重大学人文学部教授 (近)八(5)

○印は編集担当。(古中)は古代・中世編、(近)は近世編。

「六(1, 2)」は第六編第1章・第2章を示す。

豊岡市史担当事務局

総務部企画課 課長 吉田宗玄 課長補佐 塚本信行
担当主事 佐久間文孝 囖託 隆辻幸枝
古文書解読協力 古文書を読む会(豊岡市公民館内)

豊岡市史 史料編 上巻

平成2年3月31日 発行

編集 豊岡市史編集委員会

発行 豊 岡 市

印刷 日本写真印刷株式会社
製本 京都市中京区壬生花井町3
